

聖ウルスラ学院英智高等学校吹奏楽部 広告掲載・スポンサー規約

(趣旨)

第1条 本基準は、聖ウルスラ学院英智高等学校吹奏楽部（以下「当部」という）が発行する広報媒体（定期演奏会プログラム、公式WEBサイト等）に掲載する広告の範囲及び内容について、必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 掲載する広告は、教育機関としての品位を保ち、青少年の健全育成を妨げないものであり、かつ、地域社会の信頼を損なわないものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業。
2. 消費者金融及び貸金業。
3. たばこ、ギャンブル、またはこれらに類する業種。
4. 法律の定めのない医療類似行為、占い、運勢判断。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、または暴力団員と密接な関係を有するもの。
6. 国または地方公共団体から指名停止措置を受けている事業者。
7. 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの。
8. 法令等に違反する行為、または公序良俗に反する行為を行っている事業者。
9. その他、教育機関の広報媒体に掲載する広告主として不相当であると判断されるもの。

(掲載基準)

第4条 次のいずれかに該当する表現を含む広告は掲載しない。

次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

①次のいずれかに該当するもの

- ・人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- ・法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ・他をひぼう、中傷又は排斥するもの、国または地方公共団体の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ・公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ・宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ・非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- ・社会的に不適切なもの、国内世論が大きく分かれているもの

②消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ・誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）
- ・根拠のない表示や誤解を招くような表現 例：「世界一」「一番安い」等
- ・射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現
- ・人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- ・虚偽の内容を表示するもの
- ・法令等で認められていない業種・商法・商品
- ・国家資格等に基づかない者が行う療法等
- ・責任の所在が明確でないもの
- ・広告の内容が明確でないもの
- ・国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

③青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ・水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
- ・暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ・残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現、暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- ・ギャンブルについて過度に購入をあおる表現、青少年の人体・精神・教育に有害なもの

④前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるもの

(WEBサイトに関する基準)

第5条 本部のWEBサイトに掲載する広告については、バナー等の表示内容だけでなく、直接リンクしているWEBサイトの内容についても本基準を適用する。

(広告の取り消し)

第6条 広告掲載後であっても、広告主または広告内容が本基準に抵触することが判明した場合、または社会的問題を起こした場合は、本部の判断により掲載を取り消すことができる。この場合、受領済みの広告料は返還しない。

(附則) 本規約は、2026年2月12日より施行する。